

鳥取縣公報

規 則

◇鳥取縣規則第五十六號

指定農林物資検査法の実施に關する検査手續については
昭和二十三年八月二日から当分の間従前の例による。

昭和二十三年八月三十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

告 示

◇鳥取縣告示第四百十三號

装蹄師法第一條第二項により次の者に装蹄師免許証を交
付した。

昭和二十三年八月三十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

登録番号

登録年月日

本籍 氏名

昭和二十三年八月三十一日
第 千 九 百 三 十 九 號

火 曜 日

第三七号 昭和二十三年八月二十六日 鳥取縣 小泉 明

◇鳥取縣告示第四百十四號

動力糶摺業免許者中左記の者より廃業届出があつた。

昭和二十三年八月三十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

記

免許証番号 住 所 氏 名

一、一七八 西伯郡庄内村大字押平嚮番屋敷 古村着正

◇鳥取縣告示第四百十五號

農地調整法第十七條の規定による証票を次のように交付
並に返納した

昭和二十三年八月三十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

記

00818

証票番号 公職 氏名 交付別 同上年月日
返納別 同上年月日

第六十一号 鳥取縣技 榎 貞男 交付 昭和二十三年
七月二十日

第五十五号 同 仲原善一 返納 同

第十一号 鳥取縣事 西山松壽 同 同八月十八日
務吏員

第十号 同 桃実 巖 同 同

鳥取縣告示第四百十六號

市街地建築物法施行細則第二十五條の規定により次のよ
うに仮設建築物の建築を許可した。

昭和二十三年八月三十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一 建築主の住所氏名 米子市河崎四軒屋一五六

大 平 義 雄

一 建築物の位置 同市角盤町二丁目一三〇

一 同 用途 住宅兼店舗

一 同 構造 木造 枋葺 平家建

一 同 規模 建築面積 三八、八八平方米

突出する部分三八、八八平方米

一 許可條件
一、この建築物の存続期間は都市計画事業実施迄とする
こと。

一、前号の事業実施の場合は事業者の指定する期間内に
無償にてこの建築物を除却すること。

一、この建築物を他人へ譲渡したる場合は十日以内に届
出ること。

一、知事が必要ありと認むるときは、この許可条件の條
項を増減若しくは変更することがある。

一、この建築物の譲渡を受けたる者も前各号に定めたる
事項を守る義務を負うこと。

鳥取縣告示第四百十七號

市街地建築物法施行細則第二十五條の規定により次のよ
うに仮設建築物の建築を許可した。

昭和二十三年八月三十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一 建築主の住所氏名 米子市錦町三丁目三二

00819

秋野永太郎方 三輪小夜子

一 建築物の位置 米子市錦町三丁目三二

一 同 用途 住宅

一 同 構造 木造 枋葺 二階建

一 同 規模 建築面積 一七、二八七平方米

突出する部分一七、二八七同

一、許可條件

一、この建築物の存続期間は都市計画事業実施迄とする
こと。

一、前号の事業実施の場合は事業者の指定する期間内に
無償にて、この建築物を除却すること。

一、この建築物を他人へ譲渡したる場合は十日以内に届
出ること。

一、知事が必要ありと認むるときは、この許可条件の條
項を増減若しくは変更することがある。

一、この建築物の譲渡を受けたる者も、前各号に定め
たる事項を守る義務を負うこと。

鳥取縣告示第四百十八號

市街地建築物法施行細則第二十五條の規定により次のよ
うに仮設建築物の建築を許可した。

昭和二十三年八月三十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一 建築主の住所氏名 米子市灘町一丁目一〇二

齊 藤 直 明

一 建築物の位置 同市角盤町二丁目一三二

一 同 用途 住宅兼店舗

一 同 構造 木造 枋葺 平家建

一 同 規模 建築面積 三八、八八平方米

突出する部分三八、八八同

一、許可條件

一、この建築物の存続期間は都市計画事業実施迄とする
こと。

一、前号事業実施の場合は事業者の指定する期間内に無
償にてこの建築物を除却すること。

一、この建築物を他人へ譲渡したる場合は十日以内に届
出ること。

00820

一、知事が必要ありと認めるときはこの許可条件の條項を増減若しくは変更することがある。

一、この建築物の譲渡を受けたる者も前各号に定めたる事項を守る義務を負うこと。

◇鳥取縣告示第四百十九號

昭和二十三年八月十五日農業會解散に伴ひ飼料配給公園並びに飼料配給規則に基き指定飼料販売業者補充選舉に關し次の事項を決定したから同規則により之を公示する。

昭和二十三年八月三十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、指定飼料販売業者の指定を受ける事のできる者

物價統制令又は物資配給統制に關する法令に違反して処罰を受けた事の無い者又は法人で前回農業會が指定を受けていた市郡の居住者に限られ、その販売を担当しようとする市郡に居住する消費者から販入予約申込選舉を受けた数が当該地区居住の消費者数の一割をこえる者又は法人とする。

二、購入申込(選舉)をする事のできる者及び選舉方法

都道府縣知事の指定したもので前回選舉に農業會え投票した者に限る。

前回の選舉で農業會に投票した消費者には、その投票用紙を返還するから返還を受けた消費者は同地区の立候補者の中から一名を選びその住所氏名を訂正箇所捺印の上立候補者に直接投票しなければならない。

三、指定飼料指定販売業者の補充選舉に立候補しようとする者は昭和二十三年九月五日迄に飼料配給公園鳥取縣支所(鳥取市西町三区三二八番地)宛立候補届を提出しなければならない。

四、指定飼料販売業者指定申請者

選舉の結果同地区在住の指定消費者総数の一割を越える者は指定飼料販売業者指定申請書及消費者名簿を作成し投票を受けた投票用紙を添附すると共に投票された消費者一名につき五〇円の信託金を添え昭和二十三年九月二十日迄に飼料配給公園鳥取縣支所經由飼料配給公園総裁(難波理事)宛提出しなければならない。尙選舉期日は昭和二十三年九月十五日である。

昭和二十三年八月三十一日印刷
昭和二十五年八月三十一日發行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日)

發行所 鳥取市東町 鳥取縣公報印刷所